

議案第 4 4 号

市川市後期高齢者医療に関する条例及び市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

市川市後期高齢者医療に関する条例及び市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市後期高齢者医療に関する条例及び市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

(市川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 2 条 市川市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和 5 5 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改

める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。